平成２７年（フ）第１０６１号
名古屋市中区千代田３丁目31番13号　シティコーポ千代田605号
債務者　阿部真由子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４６号
名古屋市南区駈上１丁目13番11号グランドメゾン駈上ヒルズＮ207号
債務者　武田　亮則
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１号
山口県防府市大字下右田125番地の１　センチュリー右田206号
債務者　河村　大作
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３３号
千葉市中央区松波４丁目22番７－406号
債務者　白石　晃一
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２０号
千葉県市川市原木３丁目13番９号603室（原木キャピタルコータス）
債務者　倉谷　信也
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４９号
千葉県浦安市弁天１丁目２番４号　リライアンス（102）
債務者　明神さおり
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５３号
千葉市美浜区幸町２丁目11番21棟302号
債務者　森　　友則
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５６号
千葉県市原市大桶441番地
債務者　大岩　清千
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６７号
千葉県船橋市芝山１丁目31番５号　フローラル芝山Ｃ－205号
債務者　齊木満樹子（旧姓岸・伊藤）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７０号
千葉県船橋市習志野２丁目11番28－103号
債務者　中谷　進市
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７５号
千葉県市川市須和田２丁目４番３号　（タウンハウス５号）
債務者　財部　雅也
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８８３号
千葉県八千代市八千代台北10丁目４番３号　パークファミリア八千代台303号
債務者　東城エリ子（旧姓相原）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８８５号
千葉市若葉区桜木７丁目13番８号　桜木18－103号
債務者　田島　　恵（旧姓中岡・池田）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９００号
千葉県市原市君塚１丁目20番地９　ネオ中ハイツＤ棟101
債務者　高橋　省司
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８９号
広島市安佐南区祇園６丁目10番16－202号
債務者　田中　唯之
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
山口県萩市三見3606番地
債務者　福部　俊英
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第３０号
山口県萩市大字紫福175番地１
債務者　大谷　　智
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１６２号
秋田市外旭川字梶ノ目856番地３
債務者　眞壁　一生
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　秋田地方裁判所民事第２部